

四月に障害者差別解消法が施行され、障害のある人もない人と同じような待遇を受けられるような「合理的配慮」をすることが私たちに求められるようになった。しかし、どんな配慮をすればいいか戸惑う人も多い。精神障害者の支援に长年携わる精神保健福祉士でNPO法人「ころ施設長の菅原小夜子さん(五〇)には、はた目からは見えない精神障害のある人との接し方を聞いた。

(聞き手・神谷田香)

―必要な配慮とは。

特別にこう接しなければならぬということはない。障害や病気がなく

ても、コミュニケーションが不器用で苦手な人はいる。構えずに、その人の個性として感じ取って、人間関係を紡いでいければいい。特別な対応をしようとするところそのものが、障害者を市民という集団から排除してしまっている。

―障害とは何か。

現在は本人の中に障害を見いだすのではなく、社会

## 障害者差別解消法施行

差別がある。

―障害があることを当事者は周りに話すほうがいいのか。

障害があるかを聞いて対応するということは、「この人は何か問題を起こすのでは」という前提がある。そのバイアス(ゆがみ、偏り)がかかっているのが問題。障害があると当事者が言わなければならぬ状況は差別。障害者はこれまで社会でたくさん傷ついてきた。ありのままの自分を受け入れてもらえる安心感がなければ自分からは語れない。

**障害者差別解消法** 障害を理由とする不当な差別を禁止し、障害者も健常者と同等のサービスを受けられるようにする「合理的配慮」を行政機関や民間事業者に義務づける法律。行政機関には法的義務があるが、民間事業者は努力義務にとどまる。

―障害を知らずに傷つけることは特別扱いにつながる。その体験をマイナスに捉えるのではなく、自分の生き方を見つけるヒントが隠されていると捉え、当事者自身の中から

当事者は、相手とコミュニケーションがうまくいかなかったり、避けられてしまったりする経験を繰り返して歩んでいくのが私たちに、周囲の人が先回りをして、傷つけないようにす

# 当たり前前の人間関係を

## NPO法人ころ施設長 菅原小夜子さん



すがわら・さよこ 1963年御前崎市生まれ。88年～2010年まで榛原総合病院に勤務。10年から、精神障害者の相談支援や就労支援、地域活動支援センターの事業を担うNPO法人ころに勤務。県精神保健福祉士協会の副会長も務める。

の環境がその人を生きにくくさせていることを障害として捉えるようになってきている。つまり、社会の中から障害者を切り取って、支援を必要とする人として固定的に捉えてしまうことをなくしたい。当たり前前の人間関係の中で自然と支え合っていく、ただそれだけではないのだと思う。ただ、そこに至るにはまた乗り越えていかなければならない